

必要と認めるときは、議会の議決又は議長において議員の派遣を決定することができる。とされている。

ところで、議員の海外研修の継続は、研修要綱第6条において海外研修の実施方法を定めており、研修の実施は議員からの申込みによって行うこととしている。

また、平成14年の法改正により、議員の派遣が制度化されたことに伴って議員派遣の範囲を定めることを趣旨として制定された山梨県議会議員の派遣についての申し合わせ（以下「申し合わせ」という。）において、議員の海外への派遣については「友好都市連携等を行っている外国の議会等の招聘による訪問」というあらかじめ派遣の目的、派遣日程・行程等が公に定められている議員派遣に加え、「地方行政又は議会の制度運営等に関する海外諸国の事情調査及び研修」という議員の自由な意思に基づく調査及び研修も、議員派遣の範囲に含まれている。

一方、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」ことは、最高裁判所の判決の示すところである。（最高裁判所平成9年9月30日判決）

こうした研修要綱、申し合わせの規定や上記の最高裁判所の判決などをあわせ考え、研修が法による議会の審査又は県の事務に関する調査のためその他議会において必要と認めるとき並びに研修要綱による県政に関する事項及びこれに関連する事項という限度においては、研修を行う議員の自由な意思に基づいて、研修目的、研修場所、研修方法を決定できるものと考えられるのが妥当である。また、議会の議決又は議長において派遣を決定するに際しても、研修が法や研修要綱に定める限度を逸脱しない限り、議会が議決機関として有している広範な権能に基づき、広くその裁量権を行使することが認められているものと考えられる。

イ アメリカ合衆国への海外研修について

①請求人は、「報告書を見る限り、JTBニューヨーク支店と財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しか取っていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない」と主張している。

議員の海外研修については、アで述べたとおり、研修を行う議員の自由な意思に基づいて、研修目的、研修場所、研修方法を決定できるものと考えられるのが妥当である。

本件研修は、JTBニューヨーク支店、自治体国際化協会ニューヨーク事務所以外においても、ロングアイランドのワイン産地、ワシントン州のユニオンステーションやオーガニックスーパーマーケット、美術館、博物館などを視察している。これは、本県の主要産業の一つであるワイン産業の振興や、駅・地域・商店街が

連携した街づくり、県立施設の観光資源としての活用など、県議会議員としてこうした県の施策の検討に資する面があるものと考えられる。

したがって、本件研修は研修要綱に規定する「県政に関わる事項及びこれに関連する事項」に当たるとは明らかであり、また、議員の自由な意思に基づいて研修方法を決定できることからして、日程のすべてにわたって現地の担当者等と面談したり、資料等の収集を行ったりしていいことをもって、私事旅行と差異がないとする請求人の主張は理由がない。

②請求人は、「JTBは言うまでもなく日本の会社であり、その本店は東京にあるわけだから、あえてニューヨークまで行って、その支店を訪ねる必要があったのか疑問であり、財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所についても、東京に本部を置く日本の法人であり、日本の地方自治体のために情報収集・提供等を行うための組織で、本県にも支部があるのだから、あえてニューヨークまで行って、その事務所を訪ねる必要があったのか疑問である」と主張している。

JTBニューヨーク支店では、ニューヨークのホテル事情などについて現地の関係者から直接説明や資料の提供を受け意見交換を行っている。また、自治体国際化協会ニューヨーク事務所では、米国の果樹生産の特徴、ブドウの栽培地などについて現地の関係者から直接説明や資料の提供を受け意見交換を行っている。

観光やワイン産業の振興は、本県の重要施策であり、海外の現地において、情報収集や意見交換を直接関係者で行うことは、県議会議員として本県の重要施策について検討する上で必要なことと考えられ、また、議員の自由な意思に基づいて研修場所、研修方法を決定できることからしても、請求人の主張は理由がない。

③請求人は、「ニューヨークにおけるメトロポリタン美術館やエンバシー・アートビルの『視察』、ワシントンDCにおけるホワイトハウスやスミソニアン博物館の『視察』などは、県政との関わりが全く不明である」と主張している。メトロポリタン美術館、スミソニアン博物館等の世界的に著名な施設の視察は、県立美術館や県立博物館などの県立施設の運営や観光資源としての活用などの検討に資する面があるものと考えられ、県政との関わりが全く不明であるとする請求人の主張は理由がない。

ウ エジプト及びトルコへの海外研修について

①請求人は、「報告書を見る限り、エジプトのリサーチというチャーター団体とトルコ国鉄を除いては、前記イ①と同様のことがうかがわれ、やはり、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない」と主張している。

本件研修は、リサーチでの福祉施設やイスタンブールでのトルコ国鉄のほか、国立エジプト考古学博物館やギョルメ国立公園においては世界文化遺産登録までの経緯や維持管理などについて視察している。

本県では、富士山世界文化遺産登録に向け、静岡県や関係市町村と連携する中で、その取り組みを進めており、今回の研修は、県議会議員として、今後の世界文化遺産登録などに関する検討に資するものと考えられる。

したがって、本件研修は研修要綱に規定する「県政に関わる事項及びこれに関連する事項」に当たるとは明らかであり、また、議員の自由な意思に基づいて

研修方法を決定できることからして、日程のすべてにわたり現地の担当者等と面談したり、資料等の収集を行ったりしていないことをもって、私事旅行と差異がないとする請求人の主張は理由がない。

②請求人は「エジプトにおけるピラミッドの『視察』、トルコにおけるカッパドキアの『視察』などは、果敢との関わりが全く不明である」と主張している。

而視察においては、訪問国の文化・歴史的な背景等を含めて、世界文化遺産登録に関する経過や課題、環境保護施策等を視察している。

本県では、富士山世界文化遺産登録に向け、静岡県や関係市町村と連携する中で、その取り組みを進めており、今回の研修は、県議会議員として、今後の世界文化遺産登録などに関する検討に資する面があるものと考えられる。

したがって、本件研修は研修要綱に規定する「県政に関わる事項及びこれに関連する事項」に当たるとは明らかであり、視察先が世界的観光地であることの一事をもって、県政との関わりが全く不明であるとする請求人の主張は理由がない。

エ 議員の海外研修に関する公金の支出について

請求人は、「これらの支出が山梨県議会研修要綱における海外研修の実施方法を満たしていないことは明らかであり、これらの海外研修(視察)は、公金を支出してなされるべきものではない」と主張している。

しかし、これまで述べたとおり、いずれの研修も研修要綱に規定する「県政に関わる事項及びこれに関連する事項」に当たるとは明らかであり、その実施方法も研修要綱に基づき実施されている。また、これらの支出についても、山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び山梨県財務規則に基づいて執行されていることから、請求人の主張は理由がない。

オ 政務調査費による会派の調査に対する基本的な考え方

政務調査費は、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化」(平成12年地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明)したものであり、法の規定を受け、山梨県政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)及び山梨県政務調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)で交付に関し必要な事項を定めている。

政務調査費の用途については、条例第9条で別に定める使途基準に従い使用しなければならないと定められており、会派にかかる使途基準については規程の別表第一で定めている。

本件の政務調査費による会派の調査は、使途基準の項目のうち調査研究費として支出されており、その内容は調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費となっている。

また、政務調査費の適正な使用を図るため、使途基準をさらに細かく説明した、使途基準の運用指針を定めている。

ところで、議会は言論の府として、多様な民意を背景とした自由な議論を重ねる中で、首長に対し監視、批判、修正、代案の提示等といった機能を果たすことが期待されている。こうした機能を果たすためには、議員や会派の自由な意思に基づいた民意の把握や行政施策の現状や課題などの調査研究の充実が重要であり、平成12年の法改正の趣旨説明もこうしたことの重要性の認識から、助成を制度化することを述べたものと理解できる。

したがって、会派の政務調査費は、規程の使途基準及び使途基準の運用指針の限度においては、あるものの、調査目的、調査場所、調査方法、調査内容などを会派を構成する議員の合意に基づいた会派の自由な意思で決定し、調査研究に必要な経費の一部として使用することができるものである。

カ 韓国ソウル市等における調査について

①請求人は、「報告書を見る限り、富士山静岡国際空港と日本政府観光局ソウル事務所を除いては、現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、県政の参考となり得る資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しか取っていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない」と主張している。

本件調査は、日本政府観光局ソウル事務所、韓国日本大使館、板門店やソウル市内の代表的な地域を訪問し、韓国の海外旅行の動向、観光客誘致の状況などを調査したものである。

本県においては、観光は主要産業の一つであり、県議会議員として近隣国での海外旅行動向を把握することは、富士山を中心としたインバウンド等の検討に資する面があるものと考えられる。

したがって、本件調査は政務調査費のうち会派の調査研究費の使途基準に規定する「県の事務及び地方行政に関する調査研究」に当たるとは明らかであり、また、会派の自由な意思に基づいて調査方法を決定できることからして、日程のすべてにわたり現地の担当者等と面談したり、資料等の収集を行ったりしていいことをもって、私事旅行と差異がないとする請求人の主張は理由がない。

②請求人は、「板門店の『視察』、ソウル市における青瓦台や宗廟の『視察』などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である」と主張している。

本県においては、観光振興は重要施策の一つであり、その国の代表的な観光地における観光客誘致の状況などを見聞することは、県議会議員として本県の観光振興の検討などに資する面があるものと考えられ、県政との関わりが全く不明であるとする請求人の主張は理由がない。

キ 鹿児島県屋久島における調査について

①請求人は、「調査先はいずれも一般の観光客ないし旅行者が通常の私事旅行で訪問する施設であり、公金を支出するに値するような特別の行動はとられていないことがうかがわれ、やはり、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない」と主張している。

本件調査は、世界自然遺産である「屋久島」における環境保全対策、観光振興策、

国立公園の管理運営などについて調査したものであり、本県では、富士山世界文化遺産登録に向け、静岡県や関係市町村と連携する中で、その取り組みを進めており、県議会議員として今後の世界文化遺産登録などに関する検討に資する面があるものと考えられる。

したがって、本件調査は政務調査費のうち会派の調査研究費の用途基準に規定する「県の事務及び地方行政に関する調査研究」に当たることとは明らかであり、また、会派の自由な意思に基づいて調査方法を決定できることからして、日程のすべてにわたる現地の担当者等と面談したり、資料等の収集を行ったりしていないことをもって、私事旅行と差異がないとする請求人の主張は理由がない。

②請求人は「屋久島における屋久島環境文化センターや屋久島町立屋久杉自然館の『視察』などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である」と主張している。

両施設の視察については、世界自然遺産登録地域における自然と共生する新しい地域作りのための事業、環境形成事業、屋久島の自然保護や管理のための関係機関との協力体制などを視察したものであり、本県では、富士山世界文化遺産登録に向け、静岡県や関係市町村と連携する中で、その取り組みを進めており、県議会議員として今後の世界文化遺産登録などに関する検討に資する面があるものと考えられ、県政との関わりが全く不明であるとする請求人の主張は理由がない。

ク 政務調査費による会派の調査に関する公金の支出について

請求人は、「これらの支出が調査研究費の用途基準を満たしていないことは明らかであり、これらの調査研究は、公金を支出してなされるべきものではない」と主張している。

しかし、これまで述べたとおり、いずれの調査も政務調査費のうち会派の調査研究費の用途基準に規定する「県の事務及び地方行政に関する調査研究」に当たすることは明らかであり、その事務処理も条例、規程、山梨県財務規則に基づいて執行されていることから、請求人の主張は理由がない。

ケ 地方財政法違反について

請求人は、「地方財政法は『地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。』と定めている(同法第4条第1項)。これら公金の支出は、『その目的を達成するための必要且つ最少の限度』をこえた支出である。したがって、これらの公金の支出は、同法第4条第1項に違反して違法である」と主張している。

しかし、同法第4条第1項は、地方公共団体の支出のあり方に関わる基本的指針を定めたものであって、現実の支出に当たっては広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記規定違反の違法性が肯定されるものとされている。これまで述べたとおり、議員の海外研修及び政務調査費にかかる会派の調査は、いずれも、議会の裁量権を逸脱又は濫用しているものではなく、その手続き、内容等においても法令、条例、規程等に基づいて実施されたものであり、これらの

支出は同法第4条第1項に違反しているものではない。
したがって、請求人の主張は理由がない。

第4 監査結果及び判断

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求について、皆川議員、山下議員、鈴木議員、高野議員、大澤議員、浅川議員、望月議員、堀内議員、渡辺議員、石井議員、中村議員に対する請求については、いずれも理由がないものと判断する。

以下、請求書及び請求書に添付された事実を証する書面、平成23年3月18日に実施した請求人の陳述、監査対象部局への監査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

関係書類の調査及び議会事務局に対して事実確認を行ったところ、次のとおりであった。

(1) アメリカ合衆国及びエジプト・トルコへの海外研修(視察)について

ア 議員の派遣及びその費用弁償に係る規定及び手続き等について
法第100条第1項は「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。」と規定し、同条第13項では、「議会は、調査のためその他議会において必要があると認められるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定している。

法第100条第13項の規定を受け、山梨県議会議規則(昭和31年山梨県議会議規則第1号)(以下「会議規則」という。)第122条第1項では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」とされ、同条第2項では、「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定している。

議員の研修や議員の派遣に関する要綱、申し合わせ等については、「山梨県議会議事要綱」及び「山梨県議会議員の派遣」についての申し合わせ」が策定されている。山梨県議会議事要綱(以下「研修要綱」という。)は、議員及び事務局職員に対する所要の研修の実施について必要な事項を規定している。

研修要綱の内容は、①研修の実施の趣旨、②議員研修の種類と内容、③職員研修の種類と内容、④年間の研修計画の立案、⑤研修を受ける者の責務、⑥議員の海外研修の実施方法、費用、⑦議員の海外研修の申込み(変更)、決定の手続き、⑧研修終了後の終了届、研修報告、報告書の取り扱いとなっている。